

令和7年度第2回 公立沖縄北部医療センター整備協議会幹事会

議事要旨

I 日 時 令和8年3月16日（月）16:00～17:30

II 会議場所 沖縄県北部合同庁舎2階大会議室

III 参 加 者

幹事長（代理） 沖縄県保健医療介護部 山内医療介護統括監

幹 事 名護市 金城副市長、国頭村 宮城副村長、大宜味村 宮城副村長、
東村 又吉副村長、今帰仁村 比嘉副村長、本部町 上原副町長、
恩納村 山城副村長、宜野座村 比嘉副村長、金武町（欠席）、
伊江村 内間副村長、伊平屋村 野甫政策調整官（代理）、
伊是名村 高良副村長、北部地区医師会 宮里相談役（代理）、
沖縄県病院事業局 宮城統括監、北部地区医師会病院 諸喜田院長、
県立北部病院 佐々木院長、琉球大学病院 平田副病院長、
北部医療財団 與儀専務理事

事務局 沖縄県保健医療介護部 医療政策課

當間課長、大仲室長、川添主幹、比嘉主査、上江洲主査

沖縄県北部医療組合

角田事務局長、屋比久技術総括、池原総務課長、瀬長総務課主査

沖縄県北部医療財団

水田総務企画課長、新崎総務企画課主査、菅野総務企画課主任

IV 議事概要

1 協議事項

(1) 国への要請について

- 資料1に沿って事務局より説明し、幹事からは特に意見等なし。
- 国への要請について、事務局案のとおり了承された。

(2) 公立沖縄北部医療センター負担金検討部会の設置について

- 資料2に沿って事務局より説明し、幹事から次のとおり意見等があった。

ア 仮試算の地方交付税相当額が、現在の県立病院への繰入金と比較して、かなり低めに設定されているように思える。単に交付税というだけではなく現在の県立病院への繰出金も念頭に検討していただきたい。

⇒ 今回の負担金は、地方交付税相当額が原則となっている。県立病院と同等の繰入金交付については制約があるが、検討はさせていただきたい。

イ 負担金検討部会について、必要に応じて市町村の財政担当課が同席することになっているが、毎回会議に出席させてもいいのではないか。

⇒ 財政担当課の同席は必要に応じてではなく、始めから構成員として加えることで一同異議なし。

ウ 沖縄県北部医療財団について、病院運営を行うにあたりオブザーバーとして負担金検討部会に参加することができないか。

⇒ 一同異議なし。

エ 負担金検討部会の開催数については、令和9年度に結論を出すまで2, 3回となっているが十分か。

⇒ 2, 3回で決めることありきではなく、部会での議論の状況を見ながら検討を進めて行きたい。

○ 公立沖縄北部医療センター負担金検討部会の設置について、事務局案のとおり了承された。

2 報告事項

(1) 整備の進捗等について

○ 資料3に沿って事務局より説明し、幹事から次のとおり意見等があった。

ア 廃棄物の処分について、病院整備の資金を使用するのか。

⇒ 土地を所管していた県農林水産部へ報告を行っている。費用算出と合わせて、負担協議もこれから行う。

イ 名護市への排水路移管については、移管後にきちんと名護市が管理を行えるよう管理用道路の整備を求めているところ。

⇒ 名護市担当課と引き続き調整を行っていく。

ウ 職員住宅の整備について、職員住宅は何部屋の想定か。それは必要数と考えているのか。また、既存の県立北部病院の職員寮について活用可能か。

⇒ 民間業者との調整で40戸程度は確保できる見込み。研修医に限らず職員全体を対象とした職員住宅となる。県立北部病院の職員寮活用については、まだ具体的な検討を行っていない。今後病院事業局と調整を行っていく。

エ 住民説明会について、名護市以外の各町村にも出向いてほしい。

⇒ 今回（3月）は名護市以外について、Zoomでの視聴という形で行うが、次年度以降、要望に応じて現地に行くことも検討したい。なお、名護市以外の北部住民も名護市民会館に足を運んで参加いただくことは可能である。

(2) 令和7年度（一財）沖縄県北部医療財団の活動状況について

○ 資料4に沿って事務局より説明し、幹事から次のとおり意見等があった。

ア 北部看護学校が4月から名桜大学の附属専門学校となるが、北部地区医師会の奨学金制度は引き継がれるのか。

⇒ 名桜大学附属専門学校へ移行しても、同じような形での制度継続を予定している。

(3) 附属診療所について

○ 資料5に沿って事務局より説明し、幹事から次のとおり意見等があった。

ア 北部医療センター附属診療所への移管に係る協議は、令和10年度以降も継続されるのか。それとも令和9年度までなのか。

⇒ 時期については期限を設けないので、令和11年4月にこだわらず協議していきたい。移管方法や時期については、関係者間で事情を伺いながら個別

に進めさせていただく。

イ 公立沖縄北部医療センターの開院となる令和10年度からは、附属診療所で継続して各市町村の医師を配置することが可能なのか。

⇒ まずは体制、収支、ニーズ等の現状を確認し、運営にあたる北部医療組合、市町村及び北部医療財団の三者で調整を行いながら実現していきたい。

ウ 診療所と公立沖縄北部医療センターとの遠隔医療について、何か検討しているのか。

⇒ オンライン診療など、北部地域に適した遠隔医療の形を検討していきたい。北部医療財団では令和8年度に実証事業を予定している。

エ 現在、診療所で働いている方々が希望するのであれば、組織が移行しても身分を変えて働いていただきたいと考えていることを、念頭に置いていただきたい。

(4) 令和8年度スケジュール（案）について

- 資料6に沿って事務局より説明し、幹事から特に意見なし。

【配布資料】

- 資料1 国への要請について
- 資料2 公立沖縄北部医療センター負担金検討部会の設置について
- 資料3 整備の進捗等について
- 資料4 令和7年度（一財）沖縄県北部医療財団の活動状況について
- 資料5 附属診療所について
- 資料6 令和8年度スケジュール（案）について